

霧島市中山間地域活性化のための移住定住促進に関する条例の制定について

霧島市中山間地域活性化のための移住定住促進に関する条例を次のように制定する。

平成25年2月18日 提出

霧島市長 前田 終止

霧島市中山間地域活性化のための移住定住促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の中山間地域に本市以外の市区町村からの転入及び本市の市街地からの転居により移住定住しようとする者に対し、移住定住を促進するために必要な助成措置を講じ、本市の均衡ある発展を図り、活力に満ちた地域づくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本市の中山間地域 市長が規則で定める区域のことをいう。
- (2) 本市の市街地 本市の中山間地域以外の地域のことをいう。
- (3) 転入定住者 本市以外の市区町村から定住の意思をもって本市に転入し、本市の市民として初めて住民基本台帳に記録された者をいう。
- (4) 再転入者 かつて本市（合併前の旧市町を含む。）に住民基本台帳への記録があり市外に転出し、連続して5年以上経過した後、本市以外の市区町村から定住の意思をもって再び市内に転入し、本市の市民として住民基本台帳に記録された者をいう。
- (5) 転居定住者 本市の市街地から定住の意思をもって本市の中山間地域に転居し、当該中山間地域の市民として現に住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (6) 世帯責任者 世帯において主として世帯の生計を維持している者又は住宅取得若しくは増改築に係る経費を多く負担している者と市長が認めるものをいう。

- (7) 転入日 本市に転入した最後の日をいう。
- (8) 転居日 本市内において転居した最後の日をいう。
- (9) 基準日 平成25年4月1日をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、規則で定める国庫補助金等により、住宅を新築若しくは購入又は増改築した者を除く。

- (1) 転入日が基準日以後の転入定住者又は再転入者の世帯責任者で、次のアからカまでのいずれにも該当する者
 - ア 基準日以後に本市の中山間地域に住宅を新築若しくは購入又は増改築した者
 - イ 前号の住宅に引き続き5年以上居住する意思がある者で、生活の本拠があるもの
 - ウ 補助金交付申請日において60歳未満の者
 - エ 居住地の自治会に加入し、かつ、自治会活動及び地区自治公民館活動に参加する者
 - オ 補助対象者に配偶者がいる場合は、配偶者も移住定住する者
 - カ 納付義務を負う市区町村税に現に滞納がない者

- (2) 転居日が基準日以後の転居定住者の世帯責任者で、前号アからカまでのいずれにも該当し、かつ基準日の前日まで連続して3年以上本市の市街地に居住していた者
(特例の補助対象者)

第4条 転入日が基準日より前の転入定住者及び再転入者の世帯責任者で、前条第1号ウからカまでのいずれの規定にも該当し、次の各号のいずれにも該当する者は、特例として補助対象者とする。ただし、規則で定める国庫補助金等により住宅を新築又は購入した者を除く。

- (1) 基準日以後に本市の中山間地域に住宅を新築又は購入した者
- (2) 前号の住宅に引き続き5年以上居住する意思がある者で、生活の本拠があるもの
- (3) 転入した日から1年以内に第1号に該当する者

(補助金の種類及び額等)

第5条 補助金の種類、補助金交付要件及び補助金額等は、予算の範囲内において、別表に掲げるとおりとする。この場合において、当該補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則で定める方法により、市長に申請しなければならない。

(補助金の重複支給の制限)

第7条 一の住宅及び同一世帯員（世帯責任者及び補助金交付申請日においてその世帯に属する者をいう。）に係る住宅取得補助金及び住宅増改築補助金の支給は、いずれか

1 回限りとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が規則で定める規定に違反したときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(報告等)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の報告等を求められた場合は速やかにその報告等に応じなければならない。

(その他)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに住宅を新築若しくは購入又は増改築した者については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

補助金の種類	補助金交付要件	補助金額	補助限度額
住宅取得補助金	基準日以後に住宅を新築（建築日から1年以内の建売住宅の購入を含む。）した場合	土地の売買による取得経費及び住宅の新築又は売買による取得経費の総額の10分の1	100万円
	基準日以後に中古住宅（建築日から1年を超える建売住宅を含む。）を購入した場合	土地の売買による取得経費及び住宅の新築又は売買による取得経費の総額の10分の1	50万円

住宅増 改築補 助金	基準日以後に住宅を増改築した場合	増改築に要した経費（50万円以上に限る。）の2分の1 ただし、生活必需品等の購入、借入れ又は処分に係る経費は含まない。	50万円
扶養補 助金	補助金交付申請日において、同じ世帯員として住民基本台帳へ記録されている義務教育終了前の者（15歳に達した日の属する年度の末日以前の者をいい、同日より後も引き続いて中学校又は特別支援学校の中等部に在学するものを含む。）を扶養する場合	1人当たり 20万円	---

（提案理由）

霧島市移住定住促進に関する条例が、平成25年3月31日限り、その効力を失うことから、補助金限度額や年齢要件等の見直しを行い、市外の住民に加え新たに本市の市街地住民も対象者とし、本市の中山間地域への移住定住を促進することにより、引き続き本市の均衡ある発展を図り、活力に満ちた地域づくりを推進するため、本条例を制定しようとするものである。